

上・下水道事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

上水道及び下水道、温泉に関する事業・制度について検討する。  
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容の調整案とする。

3. 協定（協議）先進事例

<p>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。</li><li>水道給水区域については、現行のとおりとする。</li><li>水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。</li><li>開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。</li></ul> <p>下水道関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>下水道使用料については、篠山市の例による。</li><li>生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。</li><li>都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。</li><li>特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。</li><li>生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。</li><li>農業集落排水事業新規加入分担金については、現行のとおりとする。</li><li>農業集落排水管理については、西紀町及び今田町の例による。</li><li>生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。</li><li>水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。</li><li>合併処理浄化槽設置整備補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。</li><li>水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。</li><li>下水道事業基金については、合併時の合計額をもって基金を設置する。</li></ul>
<p>香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>水道給水区域については、現行のとおりとする。</li><li>水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に次に掲げる表</li></ul>

第1、表第2及び表第3のとおり統一し、検針及び徴収については、毎月実施する。  
表省略

- ・ 施設等申込検査手数料は、次の表第4のとおり合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおりとする。表省略

#### 下水道関係

- ・ 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- ・ 下水道使用料については、合併時に上下水道家庭用の使用料を基準に調整する。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業については大内町の例により調整する。

#### 広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

水道関係の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- ・ 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。
- ・ 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整する。
- ・ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。
- ・ 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体制とする。
- ・ 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 使用料については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

#### 山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

##### 上水道事業

- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

##### 簡易水道事業

- ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)					専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	会計方式については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
予算・決算 (上水道・簡易水道)	水道事業収益	14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
	13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872					
営業収益	14年度予算	1,019,172,000	112,566,000	107,687,000	92,087,000					
	13年度決算	1,049,675,124	114,484,288	105,977,290	88,222,796					
営業外収益	14年度予算	17,129,000	2,434,000	10,929,000	40,742,000					
	13年度決算	26,502,539	1,333,079	9,663,405	33,337,076					
小計	14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000					
	13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872					
水道事業費用	14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000					
	13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683					
営業費用	14年度予算	749,826,000	92,316,000	89,072,000	107,403,000					
	13年度決算	717,923,166	86,194,104	80,357,536	96,586,646					
営業外費用	14年度予算	249,991,000	22,036,000	27,084,000	17,490,000					
	13年度決算	250,987,888	22,663,825	24,976,644	17,485,037					
予備費	14年度予算	1,000,000	648,000	50,000	200,000					
	13年度決算	0	0	0	0					
小計	14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000					
	13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683					
水道事業収入	事業収入	公営企業収入・使用料手数料	使用料手数料	水道使用料	事業収入	水道事業収入(水道使用料・手数)	使用料及び手数料	水道事業収入(水道使用料・手数)	水道事業収入(水道使用料・手数)	
	14年度予算	138,042,000	13,222,000	1,880,000	1,012,000	51,269,000	25,344,000	34,720,000	44,346,000	13,992,000
	13年度決算	145,286,280	13,381,820	2,729,720	1,087,000	55,248,470	25,469,000	33,908,000	44,124,000	15,367,000
国庫(県)支出金	国				国	国		県		
	14年度予算	25,000,000	108,000,000			5,304,000	82,900,000		20,800,000	7,280,000
繰入金	13年度決算	0	45,200,000			48,000,000	52,970,000		29,040,000	13,460,000
	14年度予算	16,896,000	38,128,000	4,178,000	7,820,000	13,000,000		34,147,000	23,908,000	29,226,000
諸収入	13年度決算	7,210,400	28,274,000	5,465,780	9,374,000	16,219,000		63,618,000	22,131,000	27,018,000
	14年度予算	4,506,000	2,346,000	123,000	28,000	10,677,000	56,000	13,000	2,092,000	4,000
繰越金	13年度決算	11,235,042	114,168	831,600	765,000	18,762,306	88,000	4,916,000	6,803,000	1,000
	14年度予算	10,326,000	1,603,000	0	1,000	5,000,000	100,000	800,000	0	1,000
市町村債	13年度決算	23,419,635	4,535,406	1,659,221	345,000	4,974,514	849,000	2,603,000	3,984,000	1,000
	14年度予算	67,500,000	153,800,000	0	0	18,200,000	52,000,000	0	6,400,000	0
収入合計	13年度決算	0	70,500,711	0	0	66,300,000	38,400,000	0	22,100,000	4,200,000
	14年度予算	262,270,000	317,099,000	6,181,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,680,000	97,546,000	50,503,000
簡易水道事業費	13年度決算	187,151,357	162,006,105	10,686,321	11,571,000	209,504,290	117,776,000	105,045,000	128,182,000	60,047,000
	14年度予算	220,506,000	292,690,000	2,403,000	7,809,000	87,182,000	154,933,000	31,486,000	34,660,000	27,066,000
公債費	13年度決算	129,507,475	139,111,837	2,956,821	8,655,000	188,123,445	112,489,000	38,572,000	36,584,000	36,662,000
	14年度予算	40,764,000	24,264,000	4,180,000	952,000	16,267,000	5,367,000	38,104,000	34,801,000	23,399,000
予備費	13年度決算	41,171,586	18,353,190	4,757,030	952,000	12,205,324	4,532,000	65,686,000	35,413,000	23,386,000
	14年度予算	1,000,000	146,000	1,000	100,000	0	100,000	諸支出金 100,000	700,000	10,000
その他	13年度決算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14年度予算					基金積立費 1,000			建設事業費 27,385,000	災害復旧費 28,000
支出合計	13年度決算					0			51,323,000	0
	14年度予算	262,270,000	317,100,000	6,584,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,690,000	97,546,000	50,503,000
13年度決算	170,679,061	157,465,027	7,713,851	9,607,000	200,328,769	117,021,000	104,258,000	123,320,000	60,048,000	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
企業債の状況(上水・簡水)	(上水道事業) 平成12年度末残高 4,610,953千円 平成13年度借入額 320,100千円 平成13年度償還金 143,072千円 平成13年度償還高累計 1,170,120千円 平成13年度末残高 4,787,980千円 (簡易水道事業) 平成12年度末残高 342,923千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 19,897千円 平成13年度償還高累計 175,774千円 平成13年度末残高 323,026千円	(上水道) 平成12年度末残高 537,343千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 9,983千円 平成13年度償還高累計 61,840千円 平成13年度末残高 537,360千円 (簡易水道) 平成12年度末残高 490,114千円 平成13年度借入額 70,500千円 平成13年度償還金 5,536千円 平成13年度償還高累計 11,522千円 平成13年度末残高 555,078千円	(上水道) 平成12年度末残高 829,171,005円 平成13年度借入額 127,000,000円 平成13年度償還金 19,533,859円 平成13年度償還高累計 152,362,854円 平成13年度末残高 936,637,146円 長野地区簡易水道 平成13年度末償還残高 39,162,746円	(上水道事業) 平成12年度末残高 740,800,000円 平成13年度借入額 26,000,000円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 766,800,000円 (簡易道事業) 平成12年度末残高 47,600,000円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 47,600,000円	簡易水道事業 平成12年度末償還残高 153,879千円 平成13年度借入額 66,300千円 平成13年度償還金 7,402千円 平成13年度末償還残高 212,777千円
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	平成12年度末残高 30,467千円 平成13年度借入額 38,400千円 平成13年度償還額 2,811千円 【借入事業】 簡易水道事業	【簡易水道】 平成12年度末残高 431,818千円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 47,316千円 平成13年度償還高累計 47,316千円 平成13年度末残高 479,134千円	平成12年度末残高 466,857千円 平成13年度借入額 22,100千円 平成13年度償還金 19,171千円 平成13年度償還高累計 19,171千円 平成13年度末残高 469,786千円	平成12年度末残高 226,622千円 平成13年度借入額 4,200千円 平成13年度償還金 23,387千円 平成13年度償還高累計 90,785千円 平成13年度末残高 207,435千円 【借入事業】 簡易水道事業	

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会			
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。							
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町			
	上水・簡水同一	上水用	上水・簡水同一	上水・簡水同一	簡水のみ			
検針	時期	上水2ヶ月ごと簡水 毎月	毎月	毎月	毎月			
	検針員	10人	2人	13業者	2人			
	委託料	71円/個	60円/件	65円/件	55円/件			
料金種別	口径別	用途別	口径別	用途				
一般用 基本料金	13	600	一般用 基本料金 (10m3含む) 1,550	家庭用 基本料金 5m3まで 820 10m3まで 1,120	一般用 基本料金 (5m3含む) 980			
	20	1,100				13	1,160	
	25	1,400				20	1,160	
	40	4,000				25	1,370	
	50	8,100				30	1,640	
	75	16,900				40	2,190	
	100	31,600				50	4,100	
						75	6,830	
						100		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
従量料金	1 ~ 10m3	60	公共用 基本料金 (10m3含む) 1,550	従量料金 11 ~ 30m3 110 31 ~ 40m3 125 41 ~ 50m3 135 51 ~ 60m3 155 61 ~ 70m3 170 71 ~ 80m3 180 81 ~ 90m3 195 91 ~ 100m3 210 101m3 ~ 220	従量料金 6 ~ 10m3 140 11m3 ~ 150			
	11 ~ 20m3	100				11 ~ 30m3	110	
	21 ~ 30m3	150				31 ~ 40m3	125	
	31m3 ~	190				41 ~ 50m3	135	
						51 ~ 60m3	155	
						61 ~ 70m3	170	
						71 ~ 80m3	180	
						81 ~ 90m3	195	
						91 ~ 100m3	210	
						101m3 ~	220	
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
						11m3 ~		
	臨時用 基本料金	一般用と同じ					営業用 基本料金 (10m3含む) 1,770	浴場用 基本料金 (100m3含む) 9,900
従量料金		1m3当り	380	101m3 ~	160			
私設消火栓		演習用1個1回(5分)について	1,190	11m3 ~	220			
船舶用 基本料金	免除		使用していないメーター使用料 13 20 25 30 40 50 75 ~ 消費税別	船舶用 基本料金 (100m3含む) 9,900	船舶用 基本料金 (10m3含む) 1,870			
	従量料金	1m3当り				200	13	100
							20	200
							25	200
							30	400
							40	400
							50	1,000
							75 ~	1,200
							消費税別	

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		一般用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 100 公共用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 90 営農用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 50			

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。					
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ		
検針	時期 毎月	毎月	毎月	毎月		
	検針員 2人	4人	6人	2人		
	委託料 90円/件	6,400円/日	手打地区64,000円/月、片野浦地区23,500円/月、瀬々野浦地区30,900円/月、青瀬地区34,400円/月、内川内地区8,500円/月、長浜地区51,300円/月	職員		
料金種別	用途別 月額	用途別 月額	用途別 月額	用途別 月額		
一般用 基本料金(3m3含む) 超過料金 4m3~ 官公署用 基本料金(5m3含む) 超過料金 6m3~ 営業用 基本料金(7m3含む) 超過料金 8m3~ 臨時用 基本料金(7m3含む) 超過料金 8m3~	600	500	930	600		
	120	120	100	120		
		1,100	1,150	130	130	
		120	130	140	140	
				150	150	
	1,400	1,100	1,150	1,200	1,200	
	140	120	130	210	210	
				220	220	
				240	240	
				260	260	
	1,700	1,500	1,250	1,500	1,500	
	180	170	160	280	280	
				300	300	
				320	320	
				3,200	3,200	
			320	320		
	メーター使用料	メーター使用料	メーター使用料	メーター使用料		
	13	13	13	80	80	
	20	20	16	100	100	
	30	30	20	120	120	
	50	50	25	170	170	
	75~	75~	30	200	200	
			40	250	250	
			50~	300	300	



料金試算での比較

条件：一般家庭で、メーター器の口径は 13m/mとした場合

		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	最高	最低	平均
一般家庭で月 30m <sup>3</sup> 使用し たとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	3,100	3,000	2,200	3,700	2,150	3,240	3,240	2,500	3,420	3,700	2,150	2,950
	メーター 使用料							80	100	80			
	合計(消費 税込み)	3,700	4,770	3,480	4,680	3,010	4,030	4,007	3,530	4,300	4,770	3,010	3,945
平均値との差 (平均 - 合計)		245	825	465	735	935	85	62	415	355	(最高 - 最低)		1,760
一般家庭で月 20m <sup>3</sup> 使用し たとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	1,600	1,500	1,100	2,200	1,200	2,040	2,040	1,500	2,020	2,200	1,100	1,689
	メーター 使用料							80	100	80			
	合計(消費 税込み)	2,200	3,200	2,330	3,180	2,015	2,770	2,747	2,530	2,830	3,200	2,015	2,645
平均値との差 (平均 - 合計)		445	555	315	535	630	125	102	115	185	(最高 - 最低)		1,185

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																																				
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																							
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町																																			
<p>量水器 (量水器 出庫)</p>	<p>【メーターの設置】 1.給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。 2.メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 1.メーターは、市が、水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人に貸与し、保管させる。 2.水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3.水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの設置位置等】 1.メーターの設置位置は、次のとおりとする。 (1)敷地の正面入口又は建物の玄関付近 (2)点検及び取替作業が容易に行うことができる場所 (3)乾燥していて、汚水が入りにくい場所 (4)衛生的で損傷のおそれがない場所 2.メーターは、水平に設置しなければならない。</p>	<p>量水器の設置】 給水量は、町の量水器（メーター）により計量する。 量水器は、給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを使用者に貸与する。 保管者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 町が貸与する量水器の使用料は1ヶ月について次のとおりとし水道料金とともに使用者から徴収する。ただし、休止の場合は量水器使用料だけ徴収する。</p> <p>【料金の減免】 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金及び使用料の徴収を猶予又は減免することができる。</p> <p>【使用料・手数料】 量水器使用料</p> <table border="1" data-bbox="631 925 987 1085"> <tr><td>量水器</td><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <p>(消費税別途必要)</p>	量水器	13mm	100円	量水器	20mm	200円	量水器	25mm	200円	量水器	30mm	400円	量水器	40mm	400円	量水器	50mm	1,000円	量水器	75mm	1,200円	<p>【量水器の貸与】 量水器は町が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。 保管者は、善良な注意をもって量水器を保管しなければならない。 保管者が管理義務を行ったため量水器を亡失又は毀損した場合は、その定額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 なし</p> <p>【料金等の減免】 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない。料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>月の途中において量水器の使用を開始、中止又は廃止したときの使用料は、使用日数が16日以上の場合は、1ヶ月分 使用日数が15日未満の場合は、半月分</p>	<p>(水道メーターの設置) 第21条 給水量は、管理者のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要が無いと認めるときは、この限りでない。 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。</p> <p>(メーターの貸与) 第22条 メーターは管理者が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>水道メーターの出庫については、メーター出入庫簿で管理している。</p> <p>メーター器の出庫個数(貸与数) 平成14年3月末日現在</p> <table border="1" data-bbox="1355 1005 1711 1165"> <tr><td>13mm</td><td>2,373個</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>75個</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>13個</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>14個</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,493個</td></tr> </table> <p>メーターは無償貸与。</p>	13mm	2,373個	20mm	75個	25mm	13個	30mm	9個	40mm	14個	50mm	9個	合計	2,493個	<p>【量水器の設置】 給水量は量水器（メーター）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。量水器は給水装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【量水器の貸与】 量水器は、使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者に保管させる。ただし、下記のいずれかに該当する場合、これを水道使用者等に設置させることができる。 使用予定数量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき 1 使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき 保管者は善良な注意を持って量水器を管理しなければならない。 保管者が管理業務を怠ったため量水器を亡失又は棄損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p>
量水器	13mm	100円																																						
量水器	20mm	200円																																						
量水器	25mm	200円																																						
量水器	30mm	400円																																						
量水器	40mm	400円																																						
量水器	50mm	1,000円																																						
量水器	75mm	1,200円																																						
13mm	2,373個																																							
20mm	75個																																							
25mm	13個																																							
30mm	9個																																							
40mm	14個																																							
50mm	9個																																							
合計	2,493個																																							

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																					
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																								
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																					
<p>量水器 (量水器 出庫)</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、 村長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が 定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管 理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。 メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもって メーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失 又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 なし</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量す る。ただし、村長がその必要がないと認め たときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位 置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用 者又は、管理人若しくは、給水装置の所有 者に保管させる。 メーターの保管者は、善良な管理者の注 意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メー ターを亡失又はき損した場合、その損害額 を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与 メーター1箇月につき月額100円のメー ター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があ ると認めるときは、この条例によって納付し なければならない料金、手数料、その他の 費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、村の水道メーターにより計量 する。ただし、村長が、その必要がないと 認めるときは、この限りではない。メー ターは給水装置に設置し、その位置は、村 長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して、水道の使 用者又は管理者若しくは給水装置の所有者 に保管させる。 保管者は、善良な管理者の注意をもって メーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メー ターを亡失又は、き損した場合はその損害 額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与 メーター1箇月につき月額100円のメー ター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があ ると認めるときは、この条例によって納付し なければならない料金、手数料、その他の 費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 給水量は、村の水道メーターにより計量 する。ただし、村長がその必要がないと認 めたときは、この限りでない。 ・メーターは、給水装置に設置し、その位 置は村長が定め る。 ・メーターの位置が管理上不適当となっ たときは、村長は所 有者の負担におい て、これを変更改善させる。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、有料で使用者又は管理人若 しくは所有者に貸与保管させる。 保管者は、善良な管理者の注意をもって メーターを管理しなければならない。 管理者が管理義務を怠ったために、メー ターを亡失又はき損した場合は、その損害 額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーター使用料】 村が貸与するメーターの使用料は1ヶ月 について次のとおりとし、水道料金ととも に使用者又は管理人もしくは所有者から徴 収する。</p> <p>【料金等の減免】 村長は、公益上その他特別の理由があ ると認めるときは、この条例によって納付し なければならない料金、手数料、その他の 費用を軽減、免除分納、または延納するこ とができる。</p> <p>[使用料・手数料] メーター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1366 1053 1702 1212"> <tr> <td>13mm</td> <td>一個1カ月につき</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>〃</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>〃</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>〃</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>〃</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>〃</td> <td>300円</td> </tr> </table>	13mm	一個1カ月につき	80円	16mm	〃	100円	20mm	〃	120円	25mm	〃	170円	30mm	〃	200円	40mm	〃	250円	50mm以上	〃	300円
13mm	一個1カ月につき	80円																							
16mm	〃	100円																							
20mm	〃	120円																							
25mm	〃	170円																							
30mm	〃	200円																							
40mm	〃	250円																							
50mm以上	〃	300円																							

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会			
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事業業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
新規加入負担金	e60 負担金 下段は簡易水道 13mm 80,000円 20mm 130,000円 25mm 200,000円 299,000円 330,000円 481,000円 40mm 1,100,000円 1,430,000円 50mm 2,200,000円 2,470,000円 75mm 5,000,000円 6,500,000円 100mm 9,600,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 下段は簡易水道 13mm 30,000円 20mm 60,000円 25mm 90,000円 30mm 110,000円 40mm 120,000円 50mm 200,000円 75mm 300,000円 100mm 500,000円	負担金 13mm 30,000円 20mm以上 40,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し	
給水装置工事業業者指定手数料	e70 1 件 11,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	
設計審査手数料	e70 20mm以下 2,800円 25mm以上40mm以下 3,600円 50mm以上 4,300円 撤去 700円	20mm以下 2,300円 25mm以上 3,000円 新設・改修・修繕 1,000円		13mm～20mm 2,800円 25mm～40mm 3,500円 50mm以上 4,200円 撤去 700円	一律 5,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	
給水装置工事検査手数料	e70 20mm以下 4,300円 25mm以上40mm以下 5,000円 50mm以上 5,700円 撤去 700円	竣工検査手数料 20mm以下 4,600円 25mm以上 5,400円 新設・改修・修繕 1,000円	竣工検査手数料 13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円	13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円 撤去 700円	設計審査及び工事検査含む	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	
給水装置工事設計・無許可給水装置工事検査手数料	e70					給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円 給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円	無し	

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会					
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村
各種証明手数料	e70	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
(開栓・休栓)手数料	e70			200円	200円		200円	200円		200円
督促手数料	e70		100円							100円
量水器機能試験手数料	e70			13mm 150円 20mm 200円 25mm～30mm 250円 40mm 300円 50mm 350円 75mm 500円			20mm以下 200円 25mm以下 300円	20mm以下 200円 25mm以下 300円		
消防演習手数料	e70								2,000円	
工事設計手数料	e70			工事設計手数料 工事費 5,000円未満 100円 10,000円未満 150円 50,000円未満 300円 50,000円以上 600円						
メーター取り付け及び撤去手数料	e70				撤去に係るもの 700円 (設計審査及び工事検査) メーター取り付け及び撤去 手数料 1,000円					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画 (上水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定時期】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H15 浄水場集中監視システム H16～ 各水源池遠方監視システム整備</p>	<p>・水道事業は、公営企業会計により経営している。</p> <p>・水道の安定供給に資するため、第3次樋脇町総合振興計画を策定している。(平成15年度～平成25年度)</p> <p>・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>水道事業は、特別会計により経営する。</p>	<p>水道事業は、企業会計により経営している。</p> <p>健全な経営をするために、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画の必要がある。</p> <p>(事業名) 第一次拡張整備事業 (事業期間) 平成10年～23年</p>	<p>該当なし</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画 (簡易水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期期】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H14～16 西方簡水生活基盤近代化事業 H15 高江簡水生活基盤近代化事業</p>	<p>水道の安定供給及び維持管理等の経営財政分析を行い、振興計画を策定して、上水道との統合を図る必要がある。</p>	<p>長野地区簡易水道事業のみ特別会計の簡易水道である。 事業開始年月日 平成5年4月1日</p>	<p>簡易水道事業は鳥丸地区簡易水道事業のみで特別会計で経営している。 健全な運営をするためには、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>事業計画 平成13年度から平成14年度にかけて、下手地区簡易水道事業・下手地区の未普及地域解消事業を実施中であり、続いて蘭牟田地区簡易水道事業・蘭牟田地区の水道未普及地域解消事業を実施予定である。また、当事業の実施にあわせ中央監視システムを導入していく。今後の事業計画については、老朽管および機械設備の更新があげられる。</p> <p>蘭牟田地区概要 事業期間 平成15年度～平成16年度 事業名 水道未普及地域解消事業 地区名 蘭牟田地区 事業費 120,000千円 補助率 40% 拡張地域給水人口 50名</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	<p>・水道事業は、特別会計により経営している。 ・健全な経営をする為に、経営、財政分析が不可欠である ・市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。 ・平成13年度から平成17年度までの5ヵ年で老朽管等の更新を基幹改良事業(国庫)及び特定離島ふるさとおこし推進事業(県単)により実施中である。 ・集中管理システムの整備を平成18年度以降に計画している。</p>	<p>・簡易水道事業は、特別会計により経営している。 【事業計画】 平成15年度 中甌地区簡易水道変更認可 平成16年度 中甌地区簡易水道 浄水場整備 平成17年度 中甌地区簡易水道 浄水場整備 平成18年度 桑之浦地区簡易水道 浄水場整備 随時 各簡易水道のポンプ類は、年2から3台交換</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。 平成13年度の一般会計からの繰入金は22,132千円で、依然として一般会計からの繰入金に依存する財政状況である。 合併による新たな経営体系、財政計画が必要である。 【事業計画】 平成17年度 青瀬地区簡易水道 前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)地区簡易水道 前処理機整備 平成19年度 内川内地区飲用水施設 前処理機整備 各簡易水道のポンプ類は、毎年1台～2台交換 平成16～21年度 手打地区導水管布設(トンネル内占用) 150mm L=1,500m 平成17年度～ 下水事業に伴う送配水管の布設替</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。 平成13年度一般会計からの繰入金は27,018千円で、依然として繰入金に依存する財政状況である。 健全な経営をするために、生産コストの削減、及び料金改定等、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。 【事業計画】 事業実施期間及び事業名 平成15年度 ポンプ設備・制御盤改修 平成16年度 送水管敷設替 150mm L=140mm 平成17年度 配水管敷設替 150mm L=200mm 平成18年度 ウォータースクリーン取水設備 平成19年度 殺菌水生成装置取付 平成20～21年度 中継槽移設工事 平成20～21年度 導水管敷設替 150mm L=1,100mm</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
拡張・整備計画(設計関係)	<p>【事務内容】 水道未普及地域解消のための区域拡張等により整備する。 既区域内での特定の給水区域について、需要増大に伴い水源確保や配水池等の施設整備等をする。 耐用年数が経過した施設について、計画的に更新整備を図る。</p> <p>(上水道普及率：成13年度末95.2%)</p>	<p>拡張については、平成11年度に事業完了し、整備計画については町総合振興計画によって実施する。</p>	<p>【整備計画について】 毎年、石綿管更新事業を行う。</p>	<p>上水道 【事業名】 第一次拡張整備事業</p> <p>【事業期間】 平成10年～23年 1,011,087千円</p>	<p>【概要】 簡易水道、飲料水供給施設の現況(平成14年3月末) 黒木地区簡易水道 計画給水人口 1,350人 現在給水人口 920人 上手地区簡易水道 計画給水人口 1,300人 現在給水人口 915人 下手地区簡易水道 計画給水人口 1,420人 現在給水人口 1,320人 蘭牟田地区簡易水道 計画給水人口 1,650人 現在給水人口 830人 砂石地区簡易水道 計画給水人口 570人 現在給水人口 411人 中武地区飲料水供給施設 計画給水人口 95人 現在給水人口 61人 牟田地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 28人 枯木野地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 51人</p> <p>【整備計画】 平成15～16年度にかけて、蘭牟田地区簡易水道の干貴地区の水道未普及地域解消事業(区域拡張)を計画</p> <p>概要 区域拡張人口 50人 事業費 全体事業費 120,000千円 平成15年度 90,000千円 平成16年度 30,000千円 国庫補助率 4/10 事業変更認可申請 上記区域拡張に伴う事業変更認可の申請は、平成14年度手続中</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	<p>現在、基幹改良事業を実施中、設計はすべて業者発注</p>	<p>【整備計画】 平成15年度 漁業集落環境整備事業 浄水場整備及び配水管路整備 平成16年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成17年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成18年度 桑之浦浄水場 浄水場整備及び配水管路整備</p>	<p>【整備計画】 平成15年度 内川内地区飲用水施設集中管理システム整備 平成17年度 青瀬浄水場前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)浄水場前処理機整備 平成19年度 内川内浄水場前処理機整備 平成17年度～平成21年度 手打地区導水管布設整備</p>		



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道工務管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業認可の内容、調整	<p>(上水道) 水道法第10条の規程に基づき、平成10年10月16日付けで川内市上水道第4次拡張事業変更認可を受け事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 68,600 人 現在給水人口 59,834 人 (H13年度末現在)</p> <p>計画給水量 一人一日最大給水量 407 ㍉/人・日 一日最大給水量 27,890 m<sup>3</sup>/日 一人一日平均給水量 325 ㍉/人・日 一日平均給水量 22,310 m<sup>3</sup>/日 実施機関 平成10年度～平成14年度 (ただし管路施設は平成13年度終了)</p> <p>(簡易水道) 計画給水人口 現在給水人口 土川 200人 114人 西方 870人 565人 湯之元 200人 86人 小倉 400人 325人 高江 1,900人 1,755人 久見崎・寄田 3,150人 1,633人 水引 2,800人 1,770人 木場茶屋 600人 434人 湯田 1,100人 588人  計 11,220人 7,270人</p>	<p>(上水道) 水道法第10条の規定に基づき、昭和44年3月31日付けで樋脇町上水道事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 7,060人 計画給水量 一人一日最大給水量 522L/人・日 一日最大給水量 3,686m<sup>3</sup>/日 一人一日平均給水量 365L/人・日 一日平均給水量 2,580m<sup>3</sup>/日 実施期間 平成11年度～平成13年度</p> <p>(簡易水道) 水道法第10条の規定に基づき、平成13年1月26日付けで事業認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 2,147人 計画給水量 一人一日最大給水量 352L/人・日 一日最大給水量 316m<sup>3</sup>/日 一人一日平均給水量 144L/人・日 一日平均給水量 166m<sup>3</sup>/日 実施期間 平成13年度～平成15年度</p>	<p>(上水道) 昭和62年7月14日付けで入来町上水道第4次拡張事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 6,900人 計画給水量 一人一日最大給水量 493 ㍉/人・日 一日最大給水量 3,400m<sup>3</sup>/日 一人一日平均給水量 400 ㍉/人・日 一日平均給水量 2,760m<sup>3</sup>/日</p>	<p>水道法第10条の規程に基づき、平成10年2月24日付けで東郷町上水道事業第1次拡張事業変更認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 5,880人 現在給水人口 5,639人 (H14,3未現在) 計画給水量 一人一日最大給水量 510 ㍉/人・日 一日最大給水量 3,000立法㍉/日 一人一日平均給水量 343 ㍉/人・日 一日平均給水量 2,016立法㍉/日</p> <p>未給水人口 92人(本管なし) (H14,3未現在) 90人(水圧不足)</p> <p>実施期間 平成10年度から平成23年度 事業認可の内容、調整(予算関係)については、事業進捗状況を把握しながら、工事の実施年度等について財源的な面から随時、見直し検討していく。</p>	該当なし
		<p>里村</p> <p>水道法第10条第1項の規定に基づき平成12年2月23日付けで里村簡易水道事業における変更認可を受け事業を実施中。 里村簡易水道事業 ・計画給水人口 1,570人(現在1,483人) ・一日最大給水量 923m<sup>3</sup> ・村内全体普及率 100%</p>	<p>上甌村</p> <p>該当なし</p>	<p>下甌村</p> <p>該当なし</p>	<p>鹿島村</p> <p>該当なし</p>

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
上水道事業合計			3,563,110	0	182,890	1,027,700	2,352,520	491,120	475,420	628,610	714,224	559,500	348,980	185,089	49,300	50,400	47,367	13,100
川内市	上水道老朽管布設替	配水管布設替	978,300				978,300	178,300	200,000	200,000	200,000	200,000						
川内市	上水道一般改良事業	配水管布設	82,000				82,000	30,000	13,000	13,000	13,000	13,000						
川内市	上水道負担金工事	配水管布設替	332,000		182,890		149,110	103,000	64,000	69,000	45,000	51,000						
川内市	上水道浄水場整備事業	集中監視設備	95,500				95,500	95,500										
川内市	〃	遠方監視設備	239,500				239,500		80,000	80,000	79,500							
川内市	〃	汚泥処理施設	300,000				300,000			100,000	200,000							
川内市上水道事業計			2,027,300	0	182,890	0	1,844,410	406,800	357,000	462,000	537,500	264,000	0	0	0	0	0	0
樋脇町	上水道一般改良事業	配水管布設	226,900				226,900	29,800	29,700	31,300	23,300	18,300	16,500	14,000	16,300	15,800	18,800	13,100
入来町	老朽管更新事業	配水管布設	348,167			101,700	246,467	12,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	33,000	34,600	28,567		
東郷町	石綿セメント管布設替	ACP 200,250 DCIP 250ほか L=5,973m	209,424			209,000	424	30,200	38,700	25,900	89,924	24,700						
東郷町	減圧弁設置工事		4,400				4,400	4,400										
東郷町	山田配水池場内整備工事	フェンス, 廻り配管	4,500				4,500	4,500										
東郷町	山田配水管布設替工事	SGP 125 DCIP 75 L=80m	3,420			2,800	620	3,420										
東郷町	山田配水池整備工事	配水池増設V=96m3	12,400			12,400	0				12,400							
東郷町	配水管布設替工事	VP 150 DCIP 200ほか L=4,349m	192,415			191,385	1,030		10,020	69,410	11,100	58,985	42,900					
東郷町	山田中継ポンプ場及び送水管布設工事	VP 75 DCIP 100 L=1,400m	32,739			32,150	589							32,739				
東郷町	石堂中継ポンプ場整備工事	送水施設, 送水連絡管布設 L=2,067m	153,515			153,315	200					153,515						
東郷町	石堂配水池及び配水管・廻り配管工事	V=270m3×2, DCIP 200 L=200m, RRVP 150 L=1,730m, RRVP 75 L=130m	199,580			199,100	480						199,580					
東郷町	石堂配水管布設替工事	DCIP 200 L=1,850m	75,850			75,850	0							75,850				
東郷町	中津保浄水場急速ろ過機設置工事	処理能力Q=1,100m3/日	50,000			50,000	0						50,000					
東郷町	笹野水源地発電機設置工事		22,500				22,500							22,500				
東郷町上水道事業計			960,743	0	0	926,000	34,743	42,520	48,720	95,310	113,424	237,200	292,480	131,089	0	0	0	0

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
簡易水道事業合計			2,102,667	496,415	411,525	606,700	588,027	548,724	350,950	328,233	270,400	411,860	27,500	12,000	50,000	0	0	0
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(基幹改良)	送配水管布設替	235,000	66,665		152,100	16,235	66,000	66,000	103,000								
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(増補改良)	水源地等の整備	48,100	11,500		32,800	3,800	48,100										
川内市	簡易水道老朽管布設替	配水管布設替	101,710				101,710	18,000	20,250	20,700	20,400	22,360						
川内市	簡易水道補償工事	配水管布設替	51,600		22,920		28,680	11,600	10,000	10,000	10,000	10,000						
川内市	簡易水道遠方監視設備工事	遠方監視設備	310,000				310,000				160,000	150,000						
川内市簡易水道計			746,410	78,165	22,920	184,900	460,425	143,700	96,250	30,700	190,400	182,360						
樋脇町	簡易水道事業	配水管布設	158,400	60,000	7,200	91,200		158,400										
祁答院	未普及解消	区域拡張	120,000	48,000	0	72,000	0	90,000	30,000									
里村	基幹改良事業	老朽管布設替	310,300	155,150		155,100	50	100,000	104,900	105,400								
里村	特定離島	老朽管布設替	139,757		111,805	27,900	52	48,624	43,800	47,333								
里村	特定離島	集中管理システム	100,000		80,000	20,000						100,000						
里村簡易水道計			550,057	155,150	191,805	203,000	102	148,624	148,700	152,733	0	100,000	0	0	0	0	0	0
上甌村	中甌浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	119,000	59,500			59,500		70,000	49,000								
上甌村	桑之浦浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000					50,000						
上甌村	江石浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000							50,000				
上甌村簡易水道計			219,000	109,500	0	0	109,500	0	70,000	49,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0
下甌村	簡易水道施設整備事業	前処理機	173,000		132,000	36,000	5,000			73,000	50,000	50,000						
下甌村	簡易水道施設整備事業	導入施設	78,800		57,600	19,600	1,600			14,800	20,000	17,000	15,000	12,000				
下甌村簡易水道計			251,800		189,600	55,600	6,600			87,800	70,000	67,000	15,000	12,000				
鹿島村	一般改良事業	送水ポンプ設備	8,000	6,400			1,600	8,000										
〃	〃	送水管敷設替	6,000	4,800			1,200		6,000									
〃	〃	配水管敷設替	8,000	6,400			1,600			8,000								
〃	〃	水源地改修	10,000	8,000			2,000				10,000							
〃	〃	導水管敷設替	25,000	20,000			5,000				12,500	12,500						
鹿島村簡易水道計			57,000	45,600	0	0	11,400	8,000	6,000	8,000	10,000	12,500	12,500	0	0	0	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会															
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。																		
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町														
船舶給水	<p><b>【概要】</b> 船舶に対し給水する場合において、当該水道の使用者のうち、船舶給水を業として行おうとする者は、市長に申請し、船舶給水のその許可を受けなければならない。 (有効期間) 5年。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (保証金) 許可日から15日以内に、保証金として15万円を納入しなければならない。 (料金) 基本料金</p> <table border="0"> <tr><td>13mm</td><td>600円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>16,900円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>31,600円</td></tr> </table> <p>(ただし基本料金は免除している)</p> <p>従量料金 1立法メートルについて200円</p> <p><b>【業務の実施】</b> 九州流通株式会社が業務をしている。 給水を受けようとする者は九州流通株式会社に申込む。九州流通株式会社が給水を行い申込者に請求する。水道局は、定例の計量を行い1立法メートルについて200円を九州流通株式会社に請求する。</p> <p><b>【船舶給水用メーター設置数】</b> 川内港周辺に8箇所 (口径75mm-7件, 50mm-1件)</p>	13mm	600円	20mm	1,100円	25mm	1,400円	40mm	4,000円	50mm	8,100円	75mm	16,900円	100mm	31,600円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
13mm	600円																		
20mm	1,100円																		
25mm	1,400円																		
40mm	4,000円																		
50mm	8,100円																		
75mm	16,900円																		
100mm	31,600円																		
	里村	上甞村	下甞村	鹿島村															
	<p><b>【事務内容】</b> ・申請受付については、電話等で随時受付している。 ・料金の賦課徴収については、給水終了後、計算して徴収する。</p> <p><b>【給水場所】</b> 里港1箇所、西港1箇所</p> <p><b>【給水料金】</b> 一般給水の基本料金(3m3)600円に超過分(3m3を超える1m3につき)120円とする。</p>	<p><b>【船舶給水】</b> 船舶給水だけを対象とした条例の設置はないため、一般の水道料金を使用する。</p> <p><b>【給水場所】</b> 中甞漁港 13mm1箇所 20mm1箇所 平良漁港 40mm1箇所</p>	該当なし	該当なし															

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
水道事業運営審査会	<p>水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する事務</p> <p>【正式名称】 川内市水道事業運営審議会</p> <p>【設置目的】 水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。</p> <p>【活動内容】 年1～2回 開催</p> <p>【組織の状況】 委員10人(会長1・副会長1)</p> <p>【委員構成】 (1) 市内の公共的団体又は民主的団体を代表する者 市公民会連絡協議会・市商工会議所・労働組合評議会 市女性団体連絡協議会(4人) (2) 知識経験者その他市長が必要と認めた者 市民代表・上水道区域代表・簡易水道区域代表 経済界代表・消費者代表(5人) (3) 市の職員 総務部長(1人)</p> <p>【報酬】日額4,700円 【任期】2年</p>	該当なし	該当なし	<p>(名称) 東郷町水道運営審議会</p> <p>(設置目的) 町長の諮問に応じ、水道事業の管理運営及び施設の改善等に関する事項について調査審議し、答申又は建議する。</p> <p>(活動内容) 年1～2回開催</p> <p>(組織の状況) 委員8名(会長1、副会長1)</p> <p>(委員の構成) 議会議員 2名 学識経験者 2名 受益者代表 4名</p> <p>(報酬) 日額 6,200円 (任期) 2年</p>	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
サービスセンター事務 (管理)	<p>年度当初、2業者とサービスセンター業務の契約を締結し、毎月の報告により契約書に基づいた委託料を支払っている。</p> <p>【業務内容】</p> <p>(1) 川内市水道事業給水条例(昭和44年川内市条例第19号)第2条に規定する給水装置及び配水管等の緊急を要する補修等</p> <p>(2) 水道メーターの開栓</p> <p>(3) 水道メーターの取替</p> <p>(4) 天日乾燥床の清掃</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか管理者が別に定める業務(サービスセンター指定の要件)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工業用水道に関すること	<p>[目的] 港地区の工業団地において今後予想される使用水量の増加等に対応し企業立地を推進する。</p> <p>[内容] ・県営かんがい排水事業と同時に事業実施 ・工事期間：平成14年度完了 ・工業用水許可取水量：0.300立方メートル/秒</p> <p>今後の課題 ・管理協定の締結</p>	該当なし	<p>(設置目的) 地方公営企業法や工業用水道法等に基づき工業用水道事業を設置している。</p> <p>(事業目的) 工業の用に供する水を供給するため。</p> <p>(事務内容) 維持管理や経理、工事施工に至る上水道で必要な事務等とほぼ同様の事を工業用水道事業でも独自で行っている。</p> <p>(施設維持管理) 施設の維持管理について供給先が1年24時間工業用水を使用しているため、こまめに修繕等をして施設を管理し、断水することの無いよう運行を維持すること。</p> <p>(経理方法) 地方公営企業法適用により、複式簿記を用いて経理している。</p> <p>(工事施工) 修繕等でもいえる事だ</p> <p>工業用水法の規定に基づき製造業等に工業用水を供給するための事業。</p> <p>入来町工業用水道事業負担金内容 平成14年度末 支出済額 99,300円 支出先 日本工業用水協会負担金 通常会費(正会員費) 75,300円 特別会費 24,000円 合計 99,300円 (内訳) 通常会費(均等割額+加算負担額) 72,000円 + 3,312円 75,300円 特別会費 24,000円 通常会費と特別会費は社団法人日本工業用水協会会費等に関する規定に基づいて算出されるもので、通常会費の内容は正会員年額である72,000円と給水能力の契約水量に係る分(1,680円×1.5)と未契約水量に係る分(1,320円×0.6)より算出された3,312円を合算し、端数切捨てした額とする。特別会費は同4条の規定により理事会で決定されるものである。</p>	該当なし	該当なし
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)					専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会		
調整方針	使用料については、当分の間現行料金体系を維持し新市において料金統一の基本方針を定め従量制による料金体系の構築を図る。 使用料の算定の水道水以外については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 検針・納付書・納期限・口座振替等については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 納税組合への取扱いについては、合併後(平成17年4月)廃止の方向で調整する。								
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
会計	特別会計	特別会計	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	一般会計
種別	公共下水道	農業集落排水	コミュニティプラント	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	・特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	漁業集落排水施設	コミュニティプラント
基本料金	15年度 共用開始予定	城上地区農業集落排水 1,600円	永利地域下水処理施設 1,540円	一般家庭 一世帯 1,500円 一人 700円 公共施設及び事業所等	区分 一般家庭 1,400円 事業所等 100円 その他 100円 1,000円	17年度一部共用開始	3トまで 480円	15年度一部共用開始予定	4トンまで 300円
従量料金		10m3まで 65円/m3 10m3以上20m3未満 75円/m3 20m3以上30m3未満 85円/m3 30m3以上40m3未満 95円/m3 40m3以上50m3未満 105円/m3 50m3以上 115円/m3	10m3まで 50円/m3 10m3以上20m3未満 60円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上40m3未満 80円/m3 40m3以上50m3未満 90円/m3 50m3以上 100円/m3	区分 基本料金(月額) 人員割(月額) 一般家庭 一世帯当り1,500円 一人当り 700円 公共施設及び事業所等 10人以下 1箇所当り 3,500円 10人を超え20人まで 1箇所当り 5,500円 20人を超え30人まで 1箇所当り 7,500円 30人を超え40人まで 1箇所当り 9,500円 40人を超え50人まで 1箇所当り11,500円 50人以上 1箇所当り13,500円	公衆便所・集会所は無料		1m3 120円		10m3まで 60円/m3 10m3以上20m3未満 65円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上 70円/m3
使用料の算定		水道のみ 水道検針メーター 水道水以外 毎月1日現在の世帯人員で算定 1人世帯 10m3 / 月 2人世帯 15m3 / 月(1人増す毎に5m3加算6人以上の世帯35m3 / 月) 事業所 10m3 / 月	水道のみ使用 水道検針データ 井戸水使用の場合 使用実態確認のうえ決定	加算人数 店舗面積等により区分算定					
検針		水道検針が偶数月 月初め10日以内	水道検針が奇数月 月初めの10日以内	毎月賦課	毎月賦課		毎月初めの水道メーター検針		水道検針が毎月5日から10日に実施
納付書		毎月15～20前後	毎月15～20前後	毎月15日	毎月10日		毎月15日頃まで		毎月15日
納期限		月末	月末	月末	月末		月末		毎月25日
督促状		随時実施	随時実施				随時実施		随時発行
口座振替		未実施	収納にかかる預金口座振替に関する覚書	フロッピー・ディスク交換等による預金口座振込み事務の委託に関する契約書 K-NE T利用に関する事務委託契約書	窓口納付のみ		収納にかかる預金口座振替に関する覚書 フロッピーデスクの交換による預金口座振替に関する契約書		公金収納事務の預金口座振替に関する契約書
納税組合		無し	無し	無し	取扱報奨金		無し		無し



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)						専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会			
調整方針	負担金については、負担金額及び取扱いが格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しており合併までに統一する方向で調整する。 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。 猶予基準・減免基準については、合併時までに統一する。										
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	樋脇町	東郷町
種別	公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設 (コミュニティプラント)	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	・特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	無	無
分担金 (負担金)	17年度共用開始予定 (口径別の予定)	1建築物当り 40,000円	負担金無し	負担金無し	加入者負担金 30,000円	平成17年度共 用開始予定 (負担金無し)	受益者負担金 一世帯当り 30,000円	平成15年度一部共用 開始予定	負担金無し		
納付方法		1括及び8回 の分割	_____	_____	1括及び3年 の分割		1括及び2年以内分割		_____		
納付書			_____	_____					_____		
口座振替		無し	_____	_____	口座振替 実施予定 15 年度		口座振替実施		_____		
督促			_____	_____					_____		
前納報奨金		無し	_____	_____	無し		無し		_____		
猶予基準		無し	_____	_____	無し		制度有り		_____		
減免基準		有り	_____	_____	無し		制度有り		_____		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道整備事業	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画)</li> <li>・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区)</li> <li>・計画人口 7,500人</li> <li>・排除方式 分流式</li> <li>・計画汚水量 3,800m<sup>3</sup>/日最大</li> <li>・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場)</li> <li>・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m<sup>3</sup>/日)</li> <li>・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始)</li> </ul> <p>【事業の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総事業費 11,550,700千円</li> <li>財源内訳</li> <li>国庫補助金 補助対象事業費×50%～55%</li> <li>起債(補助) 補助対象事業費－国庫補助金)×90%</li> <li>起債(単独) 起債対象単独事業費×95%</li> <li>市費 総事業費－国庫補助金－起債</li> </ul> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度 平成8年度～平成16年度(第1期計画)</li> <li>・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区)</li> <li>・排除方式 分流式</li> <li>・計画汚水量 3,800m<sup>3</sup>/日最大</li> <li>・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場)</li> <li>・終末処理場 1箇所(宮里処理場) 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m<sup>3</sup>/日)</li> <li>・供用開始予定 平成16年3月末</li> </ul> <p>平成13年度決算額 2,356,010,605円 平成14年度当初予算額 2,403,490,000円</p>	該当なし	<p>〔整備計画〕</p> <p>平成14年度 中継ポンプ場 35,967千円 管路施設工路(橋梁添架) 20,992千円 処理機能調整工事 520千円 管路施設工路 28,350千円</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事・管路施設工路 事業費10,000千円</p> <p>平成16・17年度 小規模集排排水処理施設整備 朝陽地区 事業費30,000千円</p> <p>以降の計画は未定</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
下水道整備事業	<p>農業集落排水事業</p> <p>【事業の目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 里村は大字が1つ、1集落1地区で平成13年度から工事中、供用開始は18年4月1日の予定である。</p> <p>①里処理区 : 平成18年4月1日の予定 集 落 : 大字里 会計の種類 : 下水道事業特別会計</p> <p>□施設概要 ①里処理施設 : 平成15年度・16年度で最終処理場の建設予定である。</p> <p>14年度 管路施設 159,000千円 測量試験費 29,700千円 工事雑費 5,400千円 合計 194,100千円</p> <p>15年度</p>	<p>(事業の目的) 下水道施設を適正処理するための施設維持管理を行なう。</p> <p>(維持管理) 処理場 (委託) マンホールポンプ (委託) 管渠 (直営)</p> <p>(内容) 処理場 (運転操作・維持管理・汚泥処分) マンホールポンプ (維持管理 2ヶ月に1回点検) 管渠 特になし (修繕) 施設、設備が比較的新しいため修繕等は特になし。今後は徐々に費用がかかる見込み。(浄化槽市町村整備推進事業)</p> <p>計画年度 平成15年度～平成24年度 計画基数 360基(年40基) 事業費 333,432千円</p>	<p>【事業の目的】 健全な農山漁村の生活環境の整備による住民生活の向上安定と公共用水域の保全を目的とする。</p> <p>【概要】 全体及び認可計画 ◎漁業集落排水施設 計画処理面積: 20ha 計画処理人口: 510人 計画汚水量 : 138m<sup>3</sup>/日 (最大24.9m<sup>3</sup>/時) 排除方式 : 自然流下方式 処理方式 : 接触ばっ気方式 (片野浦地区) 事業期間 : 平成9年度～平成15年度</p> <p>【事務手順】 年間通しての事務事業 電算システム: (社)水産土木技術センター 工事積算システム 漁港漁村環境版積算システム</p> <p>【事業の負担割合】 総事業費 1,067,527,000円 補助管路 単独管路 国 50% 村 50% 100%</p> <p>【供用開始】 平成15年8月</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 鹿島村は、地域し尿処理施設がすでに供用開始しているため、毎年の施設管理費が必要となる。</p> <p>(管理費) 毎年12,000千円</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 (全体計画) ・事業年度 平成7年度～平成25年度 ・計画面積 1,434ha ・計画人口 51,900人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 30,970m<sup>3</sup>/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 2箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(30,970m<sup>3</sup>/日)</p> <p>(認可) ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m<sup>3</sup>/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m<sup>3</sup>/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始)</p> <p>【事業の負担割合】 認可分 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) (補助対象事業費-国庫補助金) ×90% 起債(単独) 単独事業費×95% 市費 総事業費-国庫補助金-起債</p>	該当なし	<p>【目的】 下水道(農業集落排水)の整備を図り、農村の健全な発達、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて農業用排水、河川の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 大馬越地区 ・計画人口 450人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 135m<sup>3</sup>/日最大 ・中継ポンプ場 11箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:接触ばっ気方式) ・供用開始 平成9年4月</p> <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】 (目的) この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。 (業務) この組合は次に掲げる業務を行う。 (1) 処理施設の維持管理に関すること。 (2) 地区内の加入促進に関すること。 (3) 加入金、使用料の徴収協力に関すること。 (4) 資金の借入及び返済に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。 (総会) 総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。 (会計) この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。 補助金額 一金200,000円</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可			<p>入来中部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画人口 740人</li> <li>・排除方式 自然流下</li> <li>・計画汚水量 281m<sup>3</sup>/日最大</li> <li>・中継ポンプ場 8箇所</li> <li>・終末処理場 1箇所(処理方式:回分式活性汚泥方式)</li> <li>・供用開始 平成15年4月予定</li> </ul> <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】</p> <p>(目的) この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(業務) この組合は次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 処理施設の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 地区内の加入促進に関すること</li> <li>(3) 加入金、使用料の徴収協力に関すること。</li> <li>(4) 資金の借入及び返済に関すること。</li> <li>(5) その他目的達成に必要な事項に関すること。</li> </ol> <p>(総会) 総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が召集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。</p> <p>(会計) この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。</p> <p>補助金額 一金200,000円</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
<p>下水道事業の計画と認可</p>	<p>農業集落排水事業                      目的                      生活雑排水及びし尿の処理施設を整備し、農業用排水路の機能維持と生産性の高い農業の実現と衛生的で快適な生活環境の整備を目指し、地域住民の生活安定を図るとともに併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>当初計画事業                      事業実施採択通知書 平成13年4月11日                      受益面積 64ha                      受益者数 1,950人                      受益戸数 569戸                      総事業費 1,425,000千円                      工期 平成13年度から平成17年度                      管路延長 11,000m                      中継ポンプ 14基                      発電機 7基                      エンジンポンプ 7基                      コンポスト施設 0式</p> <p>計画変更                      計画変更通知書 平成 年 月 日                      受益面積 64ha                      受益者数 2,150人                      受益戸数 612戸                      総事業費 1,761,000千円                      工期 平成13年度から平成18年度                      管路延長 12,393m                      中継ポンプ 16基                      発電機 5基                      エンジンポンプ 0基                      コンポスト施設 1式</p>	<p>(目的)                      下水道整備により、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。                      (特定環境保全公共下水道)                      事業年度 平成8年度～平成15年度                      全体区域計画 26ha(中甑・中野処理区)                      計画人口 1,020人                      排除方法 分流式                      計画汚水量 510m<sup>3</sup>/日最大                      終末処理場 中甑・中野浄化センター                      処理方式 プレハブ式オキシデーションディッチ                      処理能力 600m<sup>3</sup>/日                      供用開始年月日 平成13年3月31日                      (その他)                      既認可が14年度までであるため14年度末までに認可変更を行なう予定である。                      (漁業集落環境整備事業)                      事業年度 平成13年度～平成15年度                      全体区域計画 9.2ha(平良処理区)                      計画人口 660人                      排除方法 分流式                      計画汚水量 182m<sup>3</sup>/日最大                      終末処理場 平良地区排水処理施設                      処理方式 流量調整槽前置型接触ばっ気方式                      処理能力 149m<sup>3</sup>/日                      供用開始年月日 平成15年度末予定</p>	<p>【目的】                      下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】                      名称 片野浦地区排水処理施設                      処理区域 下甑村片野浦地区                      計画処理人口 510人                      処理能力 473m<sup>3</sup>                      処理方法 接触ばっ気方式                      敷地面積 1,629m<sup>2</sup>                      流入汚水水量 300m<sup>3</sup>(日最大汚水水量)                      183m<sup>3</sup>(日平均汚水水量)                      供用開始 平成16年4月1日</p>	<p>【目的】                      下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】                      名称 鹿島村地域し尿処理施設                      処理区域 鹿島村いむた地区・小牟田地区                      計画処理人口 1,100人                      処理能力 473m<sup>3</sup>                      処理方法 回転円板接触方式                      敷地面積 1,320m<sup>2</sup>                      流入汚水水量 473m<sup>3</sup>(日最大汚水水量)                      330m<sup>3</sup>(日平均汚水水量)                      供用開始 昭和62年4月1日</p>	

下水道施設の現状及び計画

	公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント	
川内市	全体計画	(認可 16年3月末共用開始)	地区名 城上地区	
	事業年度	平成7年度～平成25年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画)	事業年度	平成9年度～平成13年度
	計画面積	1434ha 171ha(向田・宮里・駅東地区)	計画面積	102ha
	計画人口	51,900人 7,500人	計画人口	1,110人
	日最大汚水量	30,970m <sup>3</sup> 3,800m <sup>3</sup>	日最大汚水量	300m <sup>3</sup>
			共用開始	平成14年2月1日
			永利地域下水処理施設(永利ホープタウン)	
			平成2年	
			0.96ha	
			1,232人	
			492.8m <sup>3</sup>	
			平成3年2月	
樋脇町	実施地区・計画地区現在無し			
入来町	農業集落排水事業			
	地区名	大馬越地区 入来中部地区		
	事業年度	平成5年～平成9年 平成10年～平成15年		
	計画面積			
	計画人口	450人 740人		
	日最大汚水量	135m <sup>3</sup> 281m <sup>3</sup>		
	共用開始	平成9年4月 平成15年4月		
東郷町	実施地区・計画地区現在無し			
祁答院町	実施地区・計画地区現在無し			

下水道施設の現状及び計画

里村	農業集落排水事業				
	地区名	里地区			
上甌村	事業年度	平成13年度～18年度	浄化槽市町村整備推進事業		
	計画面積	64ha			
	計画人口	2,150人			
	日最大汚水量	645m <sup>3</sup>			
	共用開始	17年度一部共用開始			
	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落環境整備事業		地区名	上甌村全域
	事業年度	平成8年度～平成15年度		事業年度	平成15年～平成24年度
計画面積	26ha	対象地域	公共下水道認可区域及び漁業集落排水処理事業区域を除く村内全域		
計画人口	760人	計画基数	360基(年40基)		
日最大汚水量	390m <sup>3</sup>				
共用開始	平成13年3月31日				
下甌村	漁業集落排水事業				
	地区名	片野浦地区			
	事業年度	平成9年度～平成15年度			
	計画面積	20ha			
	計画人口	510人			
	日最大汚水量	300m <sup>3</sup>			
	共用開始	平成16年4月1日			
鹿島村	コミュニティプラント				
	地区名	いむた地区・小牟田地区			
	事業年度	昭和58年9月1日～昭和63年2月28日			
	計画面積	19164m <sup>2</sup>			
	計画人口	1,100人			
	日最大汚水量	473m <sup>3</sup>			
	共用開始	昭和62年4月1日			



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び 財政計画	<p>《事業計画》</p> <p>(平佐川都市下水路整備事業)</p> <p>平成14年度 ポンプ1台増設</p> <p>平成15年度 管渠布設工事実施予定 L=100m</p> <p>平成16年度 管渠布設工事実施予定 L=110m</p> <p>平成16年度で完了予定</p> <p>(公共下水道)</p> <p>第1期認可区域 (向田・宮里地区160ha)</p> <p>平成16年3月末供用開始予定</p> <p>第2期認可区域 (駅東地区 11ha)</p> <p>平成20年3月末供用開始予定</p> <p>平成14年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設</p> <p>平成15年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設等 H16、3月末供用開始</p> <p>向田・宮里地区</p> <p>平成16年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成17年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成18年度 駅東地区管渠整備等</p> <p>平成19年度 駅東地区管渠整備等 H20、3月末供用開始</p> <p>駅東地区</p> <p>平成20年度以降平佐地区整備予定</p> <p>(農業集落排水事業)</p> <p>今後実施箇所については未定</p> <p>《財政計画》</p> <p>(平佐川都市下水路事業)</p> <p>平成14年度 203,307千円</p> <p>平成15年度 98,439千円</p> <p>平成16年度 78,700千円</p> <p>《公共下水道事業》</p> <p>建設費のみで管理費・公債費含まず</p> <p>平成14年度 2,309,945千円</p> <p>平成15年度 1,550,282千円</p> <p>平成16年度 496,623千円</p> <p>平成17年度 128,223千円</p> <p>平成18年度 128,223千円</p> <p>平成19年度 157,923千円</p> <p>平成20年度 664,000千円</p> <p>平成21年度 851,000千円</p> <p>平成22年度 196,000千円</p> <p>平成23年度 196,000千円</p> <p>平成24年度 196,000千円</p> <p>平成25年度 665,000千円</p> <p>平成26年度 664,000千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>[事業計画]</p> <p>・農業集落排水事業</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事 実施予定 10,000千円</p> <p>以降実施箇所については未定</p> <p>・平成16・17年度小規模集排 廃水処理施設整備朝陽地区 事業費30,000千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>【事業計画】</p> <p>農業集落排水事業は祁答院中央 地区を実施しているが、今後他の 地区の計画はない。しかし、供用 開始後10年を経過し中継ポンプ や、処理場のポンプ類の更新等維 持管理費が増大している。</p> <p>【財政計画】</p> <p>平成13年度 使用料収入は8,396千円維持管理費 支出は9,847千円約1,400千円の不 足となる。 一般会計から25,721千円繰り入れ ほとんどが償元利金23,446千円の 償還に当てられる。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
事業及び財政計画	事業計画 農業集落排水事業 現在里地区を平成13年度から平成17年度まで実施中であるが、平成14年度に計画変更をし、18年度までに延長する予定である。事業費も1425千円から1761千円に変更増とする。地区はこの地区だけで今後はない。 ①建設費 ○県支出金（国庫補助金・県交付金を含む） ○繰入金（一般会計から） ○繰越金 ○諸収入（消費税還付金等） ○村債 ②維持管理費 ○供用開始が行われていないので現在は該当なし。 ③年度別事業費配分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成17年度まで 全体事業費 1425,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 455,900千円 17年度予定額 299,000千円 計画変更分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成18年度まで 全体事業費 1761,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 700,000千円 17年度予定額 356,900千円 18年度予定額 34,000千円	(特定環境保全公共下水道事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 0.4ha 平成15年度 管渠整備 1.3ha 水処理施設増設300t整備で事業完了 財政計画 建設費 14年度 44,000千円 15年度 189,600千円 (漁業集落環境整備事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 1031m 終末処理施設 1棟 平成15年度 管渠整備 1070m 終末処理施設 一式 財政計画 建設費 14年度 174,000千円 15年度 209,000千円 15年度で完了予定 (浄化槽市町村整備推進事業) 平成15年度～平成24年度まで 全体事業費 333,432千円 15年度 37,048千円 16年度 37,048千円 ~ 22年度 37,048千円 23年度 18,524千円 24年度 18,524千円	【借入事業】 漁業集落排水事業 平成13年度償還高 2,612千円 平成13年度償還残高 313,500千円	【事業計画】 鹿島村の下水道は地域し尿処理施設を設置整備しており、年間の管理費用がかかる。	



名 称	設立年月日	会員数	根拠法令等	事務所の位置	主な活動等	組織(役員等)	平成13年度補助金額	算出根拠	その他
大馬越地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H9.4.1	計画 129戸 現在 78戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円
入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H15.4.1	計画 238戸 現在 113戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。							
分野別	区分	項目	樋脇町		入来町		祁答院町	
			平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算
会計			特別会計		特別会計		特別会計	
温泉 予算・決算	歳入	事業収入	0	0	0	0	13,281,000	13,856,257
		使用料及び手数料	20,295,000	20,709,150	24,355,000	24,213,100	121,000	105,100
		財産収入	1,000	3,609	0	0	150,000	150,000
		繰入金	1,000	56,400,000	11,648,000	24,213,100	8,649,000	14,710,000
		繰越金	537,000	2,438,922	0	1,115,860	10,000	386,938
		諸収入	66,000	100,293	447,000	416,680	1,349,000	66,074
		<b>歳入合計</b>	<b>20,900,000</b>	<b>79,651,974</b>	<b>36,450,000</b>	<b>49,958,740</b>	<b>23,560,000</b>	<b>29,274,369</b>
	歳出	総務費	4,778,000	8,115,143	10,962,000	11,464,270	23,440,000	28,054,970
		事業費	13,162,000	65,433,539	17,442,000	18,584,214	0	0
		公債費	2,717,000	2,716,665	7,946,000	7,945,288	10,000	0
予備費		243,000	0	100,000	0	100,000	0	
<b>歳出合計</b>		<b>20,900,000</b>	<b>76,265,347</b>	<b>36,450,000</b>	<b>37,993,772</b>	<b>23,550,000</b>	<b>28,054,970</b>	

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。						
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	萩原院町		
検針	該当なし	毎月	毎月	該当なし	無		
検針員	該当なし	1人	1人	該当なし	該当なし		
委託料	該当なし	1件 60円	1日 6,300円	該当なし	該当なし		
料金体系	該当なし	月額	月額	該当なし	大村温泉		
		普通供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3につき旅館 50円 1m3につき温泉宿 35円	口数分湯方式給湯量基準及び使用料 ・区分 分湯量 使用料 1口(基本量) 毎分10ℓ 18,428円 2口 毎分15ℓ 31,933円 3口 毎分20ℓ 45,185円 4口 毎分25ℓ 57,729円 5口 毎分30ℓ 71,816円 亀の湯 毎分40ℓ 44,336円 入来町高齢者福祉センター 毎分50ℓ 30,292円 入来荘(旧肝付湯) 毎分30ℓ 無料 鹿児島県職業能力開発校 アゼロ湯 毎分60ℓ 動力料は分湯量で徴収する 柴垣湯 毎分60ℓ		入浴料 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 温泉スタンド給湯料 300ℓごとに 100円		
		浴場供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3 30円	計量器供給方式使用料 浴場供給 ・基本料金 1,000m3 46,700円 ・超過料金 1m3～ 26円		黒木温泉 入浴料(一般浴室) 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 入浴料(特別浴室) 家族用 500円 1回の利用は、1時間以内を原則とする。 身障者用 500円 1回の利用は、1時間30以内を原則とする。 ただし、一般客が利用した場合は、1時間以内を原則とする。 休憩室 100円 2時間以内を原則とする。		
		特殊供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,500円 101～200m3 2,500円 201～300m3 2,300円 301～400m3 2,000円 400m3を超える分 1m3 60円	特殊供給 ・基本料金 200m3 22,000円 ・超過料金 21～200m3 - 201～300m3 4,500円 301～400m3 4,000円 401～500m3 3,500円 501～600m3 3,000円 601～700m3 2,500円 701～800m3 2,000円 800m3を超える分 1m3 30円		蘭牟田温泉給湯場 蘭牟田温泉の給湯契約は、旅館4軒・公衆浴場2軒・一般家庭1軒・特別養護老人ホーム・別荘地(管理組合)と契約し、料金は1分間の給湯量に900円を乗じた金額を月額としている。		

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	<p>検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。</p> <p>公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。</p> <p>分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 20m3を超える分 1m3 120 円</p> <p>特定供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 21～100m3 2,000 円 101～200m3 1,800 円 201～300m3 1,500 円 301～400m3 1,500 円 400m3を超える分 1m3 30 円</p>	<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 1 m3 120 円</p> <p>その他 メーター方式による1ヶ月の温泉使用量が0.1の時は基本量の料金の2分の1とする。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
検針	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
検針員	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
委託料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
料金体系	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収	該当なし	<p>【温泉給湯】</p> <p>1.対象者 温泉受給者から徴収する。対象者162件、H14.10現在(温泉管理使用条例第13条)</p> <p>2.賦課基準 温泉料金は、1箇月につき、下記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。(温泉管理使用条例第14条)</p> <p>(温泉管理使用条例第14条) 毎月賦課(月末納期) 計量器指針値確認後、給湯量に応じて温泉料金を賦課する。 月の途中において、供給の使用を開始したときは、その月から、供給を廃止したときは、廃止した日において料金を算定する。(温泉管理使用条例第16条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 量水器指針確認 料金算定 調定 出納業務 ・納付書発行 月の15日 ・納期限 月の月末 ・滞納整理 実施時期は、基本的に2ヶ月に1回実施するが、個別対応としては随時実施 ・収納消込み OCRにて処理</p>	<p>1.対象者(温泉給湯管理条例：第16条) 温泉の受給許可を受けた者「温泉受給者」から徴収する。対象者口数分湯方式7件、メーター方式56件(平成14年11月現在)</p> <p>2.賦課基準 口数分湯方式による区域の月額使用料の区分は、別表第1のとおりとする。メーター方式による区域の月額使用料は、1箇月の給湯量に応じ基本量の料金及び超過量の料金の合算額とし、使用料の区分は別表第2のとおりとする。使用料は各用途別に応じ、それぞれの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 消費税及び地方消費税は、口数分湯方式による場合はそれぞれの口数等の区分による月額使用料にメーター方式による場合は基本料金と超過料金の合計額に5%を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。(温泉給湯管理条例第17条第2項)</p> <p>口数分湯方式の場合、月の途中において供給の廃止をした時は、日割計算により算出。日割計算における日額使用料は、その月の現日数で除して得た額とし、円以下の端数は切り捨てる。(温泉給湯管理条例施行規則第6条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 口数分湯方式 年度始めに1年分を調定、1年分の納付書を4月に発行。 メーター方式 (ア)メーター指針確認 (イ)料金算定 (ウ)調定 (エ)納付書発行(各月の第1回目の公文発送日) (オ)納期限(各月の月末) (カ)収納消込み</p>	該当なし	<p>1.温泉給湯対象者 11件</p> <p>2.賦課基準 温泉料金はメーターを設置してないため、湯量による計算はしていない。計算方法としては、1分間の分湯量(検量を実施しているが、当初契約時の湯量で固定)に900円を乗じた額を月額として徴収している。 参考 昭和45年 180円 昭和49年 360円 昭和50年 600円 昭和56年 900円現在に至る</p> <p>有田旅館 13号 11,700円 小島旅館 27号 24,300円 福地旅館 20号 18,000円 古川旅館 25号 22,500円 下ノ湯温泉 40号 22,500円(15号減免) 砂石会館 80号 45,000円(30号減免) のぞみ園 100号 23,000円(維持経費のぞみ園負担)</p> <p>別荘地(管理組合との契約) 60号 72,000円 別荘地のみ1,200円 相良 修 7号 4,725円(1/4減免) 湯之上 誉 13号(町泉源掘削により自家泉源がでなくなったため無償) 広田孝夫(町泉源掘削により自家泉源がでなくなったため、専用泉源のポンプ設置・更新、電気料は町費負担)</p> <p>3.収納基準 指定金融機関に納付</p> <p>4.賦課徴収手順 納付書発行 年度初めに1年分を調定、1年分の納付書(12枚)を4月に発行 納期限 各月の月末</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収		<p>5. その他の事項 過誤納について 条例はないが翌月精算か、返金している。 水道料金の軽減又は免除 ・1箇月の温泉使用量が零トンのときは、基本料金の2分の1とする。 ・天災又は避けることのできない事故その他特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。罰則詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>罰則 詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>口座引落日について 基本的には25日だが、土、日、祝により前後する。 上水道料金システムを使用</p>	<p>5. その他の事項 使用料の減免 天災又は避けることのできない事故、その他、特別の特別の理由があると町長が認めた時、使用料を減免することができる。(温泉給湯管理条例第21条第2項)</p>		
	里村 該当なし	上甌村 該当なし	下甌村 該当なし	鹿島村 該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、樋脇町の例により調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
量水器 (温泉)	該当なし	<p>【計量器の設置】 給湯量は、町の計量器（メーター）により計量する。 計量器は、受給装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを受給者に貸与する。 温泉受給者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 受給者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【料金の減免】 町長は、天災又は避けることのできない事故、その他特別の理由があると認めるときは料金を減免することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 メーター方式による給湯量は、メーターにより計算する。</p> <p>【量水器の貸与】 メーターは、温泉受給者に貸与する。 メーター20mmについては貸与しているが20mmを超えるメーターについては温泉受給者自らの負担で設置してもらっている。 貸与を受けた者は善良な注意をもって管理しなければならない。貸与を受けた者が管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は毀損した場合、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 メーターの使用料は無料</p>	該当なし	メーター管理をしていないため 該当なし
	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事負担金(温泉)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	給湯装置の新設等に要する費用は、新設する者の負担とする。 道路工事に伴う温泉管の移転に要する費用負担 県道 県50% 占用者50% 町道 発注者100%
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事検査	該当なし	<p>工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】                      材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員                      部分払い出来高検査・竣工検査は、契約規則第45条の検査職員</p>	一般会計に準ずる。	該当なし	一般会計に準ずる。
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
公衆浴場維持管理	<p>該当なし</p>	<p>【公衆浴場設置】 樋脇町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため樋脇町営公衆浴場を設置する。 樋脇町市比野2561番地9 上之湯公衆浴場 樋脇町市比野2576番地1 下之湯公衆浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は、温泉管理室が管理する。ただし、町長は、特に必要がある場合は、管理を委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託期間は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午前6時から午後10時 ・定休日は毎週定めた曜日</p> <p>【管理委託料】 ・未定</p> <p>【入浴料】 区分 大人(12歳以上) 1人1回 100円(回数券10回分850円) 小人(12歳未満) 1人1回 70円(回数券10回分550円)</p>	<p>【公衆浴場設置】 入来町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため公衆浴場を設置する。 入来町副田6179 共同公衆浴場(アゼロ湯) 入来町副田6208 柴垣浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は水道課が管理する。ただし、町長は特に必要がある場合は委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午後6時から午後10時。 時間内は番台に居ること。 ・定休日は毎月2回。</p> <p>【管理委託料】 ・アゼロ湯 月額217,500円。 柴垣湯 月額204,600円。 ・特別手当として9月と3月に月額の2分の1の額を支給。</p> <p>【入浴料】 区分 1回券 回数券 月極券 大人(中学生以上の者) 100円 850円に10枚 2,000円 小人(小学生以下の者) 60円 500円に10枚 1,000円</p> <p>【その他】 ・各浴場の定休日(月4日間)には、人夫2人に賃金(6,900円/日)により浴場内の清掃を依頼している。 ・それぞれ浴場には入浴券販売用の券売機を1台ずつ設置している。券売機2台分の保守料は年375,900円。 5年間のリース期間が満了し、所有権は町に帰属する。 ・券売機のトラブルについてはまず、職員が対応し、職員で対応できない場合は業者へ連絡して対応してもらう。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【利用時間及び定休日】 利用時間及び休日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは変更することができる。 利用時間 午前6時から午後9時まで 定休日 大村温泉 毎月2日及び17日 黒木温泉 毎月1日及び16日</p> <p>【管理人】 管理に必要な管理人を置き、町長が任命するが、夫婦又は二人交代できる家族とする。 規則に定めはないが管理人の年齢は満70歳までとする。</p> <p>【管理人の賃金】 温泉管理人は現在各施設とも夫婦で管理しているが、契約は各人で行っている。賃金は5,600円(夫婦では11,200円)/日とする。又夏期冬季一時金として夏期10日分、冬季20日分を6月と12月に支給する。</p> <p>【入浴料金】 大村温泉 入浴料 大人150円 回数券 13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券 13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円 温泉スタンド給湯料300%まで 100円</p> <p>黒木温泉 入浴料 大人150円 回数券 13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券 13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円 家族用浴室 1回 500円(1時間以内) 身障者浴室 1回 500円(1時間30分以内) 休憩室 1回 100円(2時間以内)</p>
	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉施設 開発	該当なし	温泉施設開発は必要に応じその都度整備している。	温泉場地区の土地区画整理事業に伴う配湯管の布設替及び現在の2つの町営浴場を1つにまとめた温泉センター建設の構想あり。	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。					
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給湯開始・休止	該当なし	<p>【供給の申込】 温泉の供給を受けようとする者は、町長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>【届出及び承認】 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給装置の使用を開始しようとするとき。</li> <li>・受給装置を撤去しようとするとき。</li> <li>・温泉受給を中止又は廃止しようとするとき。</li> </ul> <p>温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出てその承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給装置を変更、改造または増設しようとするとき。</li> <li>・受給量の変更をしようとするとき。</li> <li>・供給を受けている場所を変更しようとするとき。</li> </ul> <p>【供給停止処分】 町長は次の各号の一に該当するときは、温泉の供給を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条第2項の許可の交付を受けなかったもの。</li> <li>・第8条の届出及び承認を得なかったもの。</li> <li>・第17条の規定による納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、料金を滞納したとき。</li> <li>・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続を経ないで使用したとき。</li> <li>・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど不正の行為をしたとき。</li> <li>・前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> </ul> <p>現在、特別供給については、新規加入の申込は受けていない。ただし、定住促進団地については、このかぎりでない。</p> <p>【事務手順】 温泉供給許可申請書 書類審査 温泉供給許可書 温泉メーターの貸与 受給装置工事施工 温泉受給装置使用開始届</p> <p>【供給の許可】 温泉の受給許可を受けた者は、町長の許可を受けなければ温泉受給者の名義を変更してはならない。</p>	<p>【供給の許可及び期間】(温泉給湯管理条例第7条) 温泉の供給を受けようとする者はあらかじめ町長に許可を受けなければならない。町長は5年を超えない期間の範囲内で許可証を交付する。温泉の受給許可を受けた者を温泉受給者といい、町長の許可がなければその名義を変更できない。引き続き温泉の供給を受けようとする者は期間満了1ヶ月前までに期間更新の許可を受けなければならない。</p> <p>【申込金】(温泉給湯管理条例第8条) 供給の許可を受けた者は10,000円の申込金を納入しなければならない。口数分湯方式による温泉受給者が、分湯量を増加する場合は、1口について20,000円の申込金を納入しなければならない。</p> <p>【届出及び承認】(温泉給湯管理条例第12条) (1)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給装置(設備及び本管から引湯に必要な設備)の使用を開始しようとするとき。</li> <li>・受給装置を撤去しようとするとき。</li> <li>・温泉受給を中止又は廃止しようとするとき。</li> </ul> <p>(2)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出てその承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給装置を変更、改造又は増設しようとするとき。</li> <li>・受給量を変更しようとするとき。</li> <li>・受給を受けている場所を変更しようとするとき。</li> </ul> <p>【供給停止処分】(温泉給湯管理条例第24条) 町長は次の一に該当する時は、温泉の供給を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給の期間を超えて供給を受けているとき。</li> <li>・届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき。</li> <li>・納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、なお料金を滞納したとき。</li> <li>・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続を経ないで使用したとき。</li> <li>・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど、不正の行為をしたとき。</li> <li>・この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> </ul> <p>【罰則】(温泉給湯管理条例第25条) ・この条例の規程に違反した者は50,000円以下の過料に処する。</p>	該当なし	給湯契約は、旅館、ホテル、医療福祉施設、公衆浴場、別荘地のみ行っており、新規の契約はない。現在1軒の旅館が廃業しているが、入湯税を納めているため引き続き給湯している。	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉審議会	該当なし	該当なし	<p>審議会の設置 町営温泉の適切な管理と将来の発展計画に関し、必要な事項について調査・審議し、温泉開発に関する計画を樹立することを目的として、入来町温泉対策に関する審議会を設置する。</p> <p>附属機関 「審議会の組織」 審議会は委員15人以内を持って組織する。委員は次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。 ・識見を有する者 ・公共的団体の役員 現在委員：鹿大産学官携推進室長、保健所次長、町商工会長、町観光協会長、町議会総務委員長、町社会福祉協議会長、JAさつま川内入来支所長、町公民会連絡協議会長、温泉担当職員08、婦人会役員の計10名 「委員の任期」 委員の任期は2年。ただし、補欠委員の任期は残任期間とする。 「会議等」 審議会の会議は必要に応じて町長が招集する。</p> <p>平成14年10月12日で任期切れ</p>	該当なし	<p>【審議会の設置】 蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉を開発し、町の産業発展を図るため温泉開発審議会を置く。</p> <p>【審議会の任務】 審議会は次の事項を調査審議する。 温泉掘削の位置の選定及び掘削の計画に関する事項 温泉利用の総合的計画に関する事項 その他蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉の開発に必要な事項</p> <p>【審議会の組織】 審議会は10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 町議会議員 学識経験者</p> <p>現在の委員は 町議会議長 町議会副議長 町議会総務委員長 町議会経済委員長 学識経験者 黒木公民館長 " 大村公民館長 " 蘭牟田公民館長 " 祁答院町観光協会会長</p> <p>【委員の任期】 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【会議】 審議会は町長が必要な都度招集する。 平成13年度は2回実施</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	鹿島村
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	